

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

| | | | |
|------|--|-------|------------|
| 施設名 | 三条鍛冶道場 | 所在地 | 三条市元町11-53 |
| 設置目的 | 鍛冶、木工等のものづくりに係る研修及び市民参加による体験学習を実施し、指導者及び後継者の養成を図るとともに、市民の鍛冶や木工等のものづくりに対する知識を高め、もって鍛冶、木工等の技術の伝承及び産地の活性化に寄与する。 | | |
| 規模 | ・延床面積 458.43㎡ 敷地面積 3,305㎡ ・構造：鉄骨造平屋建 ・室名（体験場、研修室、展示スペース、事務室等） | 設置年月日 | 平成17年4月19日 |

2 指定管理者が行う業務等

| | | | | | | |
|-----------|---|-----------|-------------------------|----------------------------------|------------|----------------------|
| 指定管理者名 | 越後三条鍛冶集団 | 指定期間 | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで | | | |
| 指定管理業務の内容 | 施設の管理運営、施設の目的達成に必要な事業の実施等 | 指定管理料(千円) | H26 H27 H28 | 16,475千円 16,370千円 16,427千円 | H29 H30 | 16,529千円 19,524千円 |
| 導入効果 | <p>○三条鍛冶業界の基盤に「鍛冶道場」という核を与えることで、越後三条鍛冶集団の体制や事業が強化され、盤石な基盤が整備されつつあり、鍛冶技術を「地域ブランド」へ醸成していくことが可能となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規鍛冶人材育成事業(委託)、燕三条 工場の祭典等 <p>○指定管理期間中に、鍛冶技術の伝承及び産地の活性化のため、団体としてさらなる実績を上げた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統工芸士4名の誕生(合計12名) ・新規鍛冶人材育成事業により鍛冶研修生を指導。(現在、修了生2名、研修生2名) <p>○指定管理期間中に、指定管理料を維持しつつ、数多くの事業を実施し、鍛冶体験利用者の増加を図った。</p> | | | | | |

3 総合評価(総括)

| 管理運営状況評価 | 最高配点 | 55 点中 | 35 点 | 配点評価 | B |
|-------------|--|---|------|------|---|
| 評価 | 越後三条鍛冶集団は、施設の設置目的に対して技術的な裏付けがある唯一の団体であり、平成21年度から指定管理者として鍛冶道場を運営している。越後三条鍛冶集団として伝統工芸士の誕生、新規鍛冶人材育成事業による後継者育成等、施設の設置目的である「鍛冶、木工等の技術の伝承及び産地の活性化」を実現させており、当地域の活性化に重要な役割を担っている。 | | | | |
| 今後の方針 | 管理運営方法の見直し | | | | |
| | 今後の管理形態 | 指定管理者制度 | | | |
| | 理由 | 全国唯一とも言える刃物づくり体験講座をはじめ、過去の事業実績に基づく、多種多様な事業計画を有している。また、平成30年度には鍛冶道場で新たに会員制度を整備し利用者から満足していただける体制を検討していることから、その実現に向けては集団の協力が必要である。 | | | |
| | 指定管理者制度を更新する場合 | | | | |
| 選定方法 | 非公募 | | | | |
| 非公募の場合、その理由 | 三条鍛冶道場の設置目的は、「鍛冶、木工等の技術の伝承及び産地の活性化」であり、施設の効率的な運営、市民サービスの向上のほか、施設の目的や役割を十分に検討した上で、業界の発展を実現できる団体として、過去の事業実績を有し、また技術的な裏付けがあり、加えて平成21年に「越後三条打刃物」として伝統的工芸品の国指定を受けた越後三条鍛冶集団が適当である。 | | | | |